

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月2日
【計算期間】	ブラックロックLifePathファンド2055 第9期中（自 2024年8月3日 至 2025年2月2日） ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 第8期中（自 2024年8月3日 至 2025年2月2日） ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065 第6期中（自 2024年8月3日 至 2025年2月2日）
【ファンド名】	ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 ブラックロックLifePathファンド2055 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有田 浩之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-6703-4100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2025年1月末現在のものです。

「ブラックロックLifePathファンド2025」

（１）【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,768,336,346	99.54
内 日本	2,768,336,346	99.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,893,511	0.46
純資産総額	2,781,229,857	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	2,859,147,781	(同左)	0.9937	(同左)
第2期(2021年8月2日)	2,677,243,554	(同左)	1.0651	(同左)
第3期(2022年8月2日)	2,949,045,748	(同左)	1.0565	(同左)
第4期(2023年8月2日)	2,929,838,263	(同左)	1.0854	(同左)
第5期(2024年8月2日)	2,796,934,933	(同左)	1.1089	(同左)
2024年1月末現在	2,983,535,912	-	1.1035	-
2024年2月末現在	2,934,100,542	-	1.1210	-
2024年3月末現在	2,954,144,755	-	1.1304	-
2024年4月末現在	2,881,109,488	-	1.1195	-
2024年5月末現在	2,838,842,752	-	1.1103	-
2024年6月末現在	2,846,681,881	-	1.1256	-
2024年7月末現在	2,808,072,565	-	1.1137	-
2024年8月末現在	2,823,959,624	-	1.1172	-
2024年9月末現在	2,832,774,008	-	1.1197	-
2024年10月末現在	2,858,281,095	-	1.1315	-
2024年11月末現在	2,802,671,514	-	1.1199	-
2024年12月末現在	2,798,068,698	-	1.1314	-
2025年1月末現在	2,781,229,857	-	1.1218	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
--	--------------

第 1 期	-
第 2 期	-
第 3 期	-
第 4 期	-
第 5 期	-
2024年 8 月 3 日 ~ 2025年 2 月 2 日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1 期	0.6
第 2 期	7.2
第 3 期	0.8
第 4 期	2.7
第 5 期	2.2
2024年 8 月 3 日～2025年 2 月 2 日	1.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1 万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2030」

（ 1 ）投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,170,731,318	99.22
内 日本	9,170,731,318	99.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	71,966,750	0.78
純資産総額	9,242,698,068	100.00

（ 2 ）運用実績

純資産の推移

2025年 1 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1 口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期(2018年 8 月 2 日)	13,793,715	(同左)	1.0168	(同左)
第 2 期(2019年 8 月 2 日)	13,858,197	(同左)	1.0244	(同左)
第 3 期(2020年 8 月 3 日)	3,594,417,445	(同左)	1.0193	(同左)
第 4 期(2021年 8 月 2 日)	4,052,344,724	(同左)	1.1116	(同左)
第 5 期(2022年 8 月 2 日)	6,226,741,774	(同左)	1.1098	(同左)
第 6 期(2023年 8 月 2 日)	7,132,400,804	(同左)	1.1551	(同左)
第 7 期(2024年 8 月 2 日)	8,481,035,353	(同左)	1.1925	(同左)
2024年 1 月末現在	7,601,991,432	-	1.1804	-
2024年 2 月末現在	7,782,420,982	-	1.2028	-
2024年 3 月末現在	7,941,925,399	-	1.2159	-

2024年 4 月末現在	7,853,462,543	-	1.2045	-
2024年 5 月末現在	7,991,656,576	-	1.1964	-
2024年 6 月末現在	8,602,749,578	-	1.2152	-
2024年 7 月末現在	8,535,553,894	-	1.2005	-
2024年 8 月末現在	8,499,136,879	-	1.2023	-
2024年 9 月末現在	8,667,867,798	-	1.2058	-
2024年10月末現在	8,969,071,082	-	1.2217	-
2024年11月末現在	8,884,802,034	-	1.2088	-
2024年12月末現在	9,196,399,341	-	1.2233	-
2025年 1 月末現在	9,242,698,068	-	1.2131	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	1.7
第2期	0.7
第3期	0.5
第4期	9.1
第5期	0.2
第6期	4.1
第7期	3.2
2024年8月3日～2025年2月2日	1.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2035」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		9,526,353,017	99.16
	内 日本	9,526,353,017	99.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		80,443,969	0.84
純資産総額		9,606,796,986	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,201,321	(同左)	1.0497	(同左)
第2期(2019年8月2日)	17,088,463	(同左)	1.0546	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,856,685,256	(同左)	1.0464	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,408,558,969	(同左)	1.1623	(同左)
第5期(2022年8月2日)	6,355,658,346	(同左)	1.1654	(同左)
第6期(2023年8月2日)	7,442,750,447	(同左)	1.2269	(同左)
第7期(2024年8月2日)	8,729,499,429	(同左)	1.2808	(同左)
2024年1月末現在	7,982,584,953	-	1.2615	-
2024年2月末現在	8,204,971,590	-	1.2891	-
2024年3月末現在	8,431,005,779	-	1.3062	-
2024年4月末現在	8,334,596,862	-	1.2938	-
2024年5月末現在	8,445,220,856	-	1.2874	-
2024年6月末現在	8,859,864,521	-	1.3109	-
2024年7月末現在	8,831,533,471	-	1.2930	-
2024年8月末現在	8,840,563,675	-	1.2928	-
2024年9月末現在	9,049,121,362	-	1.2965	-
2024年10月末現在	9,335,940,372	-	1.3178	-
2024年11月末現在	9,251,652,777	-	1.3034	-
2024年12月末現在	9,554,134,059	-	1.3215	-
2025年1月末現在	9,606,796,986	-	1.3105	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	5.0
第2期	0.5
第3期	0.8
第4期	11.1
第5期	0.3
第6期	5.3
第7期	4.4
2024年8月3日～2025年2月2日	2.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		6,797,233,395	99.09
	内 日本	6,797,233,395	99.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		62,616,141	0.91
純資産総額		6,859,849,536	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	1,732,412	(同左)	1.0290	(同左)
第2期(2019年8月2日)	33,113,410	(同左)	1.0277	(同左)
第3期(2020年8月3日)	2,006,453,744	(同左)	1.0144	(同左)
第4期(2021年8月2日)	2,488,567,472	(同左)	1.1541	(同左)
第5期(2022年8月2日)	3,783,201,940	(同左)	1.1675	(同左)
第6期(2023年8月2日)	4,753,373,441	(同左)	1.2452	(同左)
第7期(2024年8月2日)	6,018,311,092	(同左)	1.3182	(同左)
2024年1月末現在	5,283,074,242	-	1.2907	-
2024年2月末現在	5,486,561,443	-	1.3233	-
2024年3月末現在	5,636,607,324	-	1.3443	-
2024年4月末現在	5,591,741,014	-	1.3315	-
2024年5月末現在	5,731,640,828	-	1.3280	-
2024年6月末現在	6,083,952,697	-	1.3560	-
2024年7月末現在	6,094,437,810	-	1.3348	-
2024年8月末現在	6,137,359,378	-	1.3324	-
2024年9月末現在	6,323,541,587	-	1.3365	-
2024年10月末現在	6,545,599,745	-	1.3638	-
2024年11月末現在	6,525,981,890	-	1.3482	-
2024年12月末現在	6,767,915,749	-	1.3704	-
2025年1月末現在	6,859,849,536	-	1.3589	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	0.1
第3期	1.3
第4期	13.8
第5期	1.2
第6期	6.7
第7期	5.9
2024年8月3日～2025年2月2日	3.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2045」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		4,820,251,378	99.61
	内 日本	4,820,251,378	99.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,656,636	0.39
純資産総額		4,838,908,014	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,709,629	(同左)	1.0675	(同左)
第2期(2019年8月2日)	18,260,138	(同左)	1.0611	(同左)
第3期(2020年8月3日)	1,121,918,975	(同左)	1.0434	(同左)
第4期(2021年8月2日)	1,487,751,611	(同左)	1.2180	(同左)
第5期(2022年8月2日)	2,341,758,042	(同左)	1.2403	(同左)
第6期(2023年8月2日)	3,105,457,978	(同左)	1.3421	(同左)
第7期(2024年8月2日)	4,165,776,292	(同左)	1.4428	(同左)
2024年1月末現在	3,543,408,004	-	1.4031	-
2024年2月末現在	3,672,426,482	-	1.4447	-
2024年3月末現在	3,794,988,349	-	1.4722	-
2024年4月末現在	3,792,614,027	-	1.4583	-
2024年5月末現在	3,938,648,631	-	1.4576	-
2024年6月末現在	4,236,142,025	-	1.4932	-
2024年7月末現在	4,235,795,384	-	1.4665	-
2024年8月末現在	4,268,778,688	-	1.4609	-
2024年9月末現在	4,386,419,634	-	1.4654	-
2024年10月末現在	4,577,309,669	-	1.5025	-
2024年11月末現在	4,585,423,055	-	1.4845	-
2024年12月末現在	4,744,977,956	-	1.5130	-
2025年1月末現在	4,838,908,014	-	1.5005	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	6.8
第2期	0.6
第3期	1.7
第4期	16.7
第5期	1.8
第6期	8.2
第7期	7.5
2024年8月3日～2025年2月2日	4.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,370,301,895	99.48
	内 日本	3,370,301,895	99.48
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,660,960	0.52
純資産総額		3,387,962,855	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	3,088,442	(同左)	1.0409	(同左)
第2期(2019年8月2日)	7,890,917	(同左)	1.0285	(同左)
第3期(2020年8月3日)	307,801,675	(同左)	1.0016	(同左)
第4期(2021年8月2日)	489,455,176	(同左)	1.1901	(同左)
第5期(2022年8月2日)	1,163,564,078	(同左)	1.2194	(同左)
第6期(2023年8月2日)	1,665,519,775	(同左)	1.3379	(同左)
第7期(2024年8月2日)	2,633,319,143	(同左)	1.4600	(同左)
2024年1月末現在	2,083,951,463	-	1.4116	-
2024年2月末現在	2,211,290,138	-	1.4591	-
2024年3月末現在	2,317,914,229	-	1.4911	-
2024年4月末現在	2,308,711,002	-	1.4766	-
2024年5月末現在	2,450,096,537	-	1.4800	-
2024年6月末現在	2,670,981,401	-	1.5216	-
2024年7月末現在	2,688,075,478	-	1.4905	-
2024年8月末現在	2,715,468,370	-	1.4825	-
2024年9月末現在	2,816,930,713	-	1.4867	-
2024年10月末現在	2,992,660,628	-	1.5311	-
2024年11月末現在	3,025,639,911	-	1.5120	-
2024年12月末現在	3,147,074,222	-	1.5462	-
2025年1月末現在	3,387,962,855	-	1.5335	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.1
第2期	1.2
第3期	2.6
第4期	18.8
第5期	2.5
第6期	9.7
第7期	9.1
2024年8月3日～2025年2月2日	5.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2055」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,663,396,076	99.45
	内 日本	3,663,396,076	99.45
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		20,114,590	0.55
純資産総額		3,683,510,666	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2017年8月2日)	1,044,050	(同左)	1.0441	(同左)
第2期(2018年8月2日)	2,905,457	(同左)	1.1154	(同左)
第3期(2019年8月2日)	25,152,700	(同左)	1.1030	(同左)
第4期(2020年8月3日)	386,561,726	(同左)	1.0757	(同左)
第5期(2021年8月2日)	672,238,817	(同左)	1.2883	(同左)
第6期(2022年8月2日)	1,443,409,008	(同左)	1.3248	(同左)
第7期(2023年8月2日)	2,064,918,109	(同左)	1.4674	(同左)
第8期(2024年8月2日)	3,065,922,576	(同左)	1.6202	(同左)
2024年1月末現在	2,571,144,909	-	1.5587	-
2024年2月末現在	2,691,161,729	-	1.6159	-
2024年3月末現在	2,826,738,821	-	1.6551	-
2024年4月末現在	2,807,344,811	-	1.6390	-
2024年5月末現在	2,941,806,180	-	1.6460	-
2024年6月末現在	3,102,653,786	-	1.6966	-
2024年7月末現在	3,129,856,417	-	1.6591	-
2024年8月末現在	3,158,039,844	-	1.6462	-
2024年9月末現在	3,229,895,733	-	1.6513	-
2024年10月末現在	3,442,340,697	-	1.7072	-
2024年11月末現在	3,461,012,242	-	1.6850	-
2024年12月末現在	3,575,675,112	-	1.7272	-
2025年1月末現在	3,683,510,666	-	1.7130	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2024年8月3日～2025年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.4
第2期	6.8
第3期	1.1
第4期	2.5
第5期	19.8
第6期	2.8
第7期	10.8
第8期	10.4
2024年8月3日～2025年2月2日	5.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2060」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,326,193,531	98.99
	内 日本	1,326,193,531	98.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		13,466,857	1.01
純資産総額		1,339,660,388	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	6,537,886	(同左)	0.8987	(同左)
第2期(2021年8月2日)	30,279,379	(同左)	1.0759	(同左)
第3期(2022年8月2日)	207,258,543	(同左)	1.1079	(同左)
第4期(2023年8月2日)	424,578,197	(同左)	1.2290	(同左)
第5期(2024年8月2日)	947,609,544	(同左)	1.3562	(同左)
2024年1月末現在	678,479,917	-	1.3046	-
2024年2月末現在	733,231,450	-	1.3530	-
2024年3月末現在	780,955,811	-	1.3861	-
2024年4月末現在	792,562,636	-	1.3725	-
2024年5月末現在	860,505,173	-	1.3788	-
2024年6月末現在	934,347,106	-	1.4219	-
2024年7月末現在	968,416,765	-	1.3898	-
2024年8月末現在	971,012,974	-	1.3785	-
2024年9月末現在	1,030,379,050	-	1.3826	-
2024年10月末現在	1,121,717,994	-	1.4309	-
2024年11月末現在	1,150,913,190	-	1.4121	-
2024年12月末現在	1,212,908,898	-	1.4482	-
2025年1月末現在	1,339,660,388	-	1.4367	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-

第 2 期	-
第 3 期	-
第 4 期	-
第 5 期	-
2024年 8 月 3 日～2025年 2 月 2 日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第 1 期	10.1
第 2 期	19.7
第 3 期	3.0
第 4 期	10.9
第 5 期	10.3
2024年 8 月 3 日～2025年 2 月 2 日	5.9

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1 万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2065」

（ 1 ）投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,864,167,703	99.29
内 日本	1,864,167,703	99.29
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	13,323,205	0.71
純資産総額	1,877,490,908	100.00

（ 2 ）運用実績

純資産の推移

2025年 1 月末現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1 口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期(2020年 8 月 3 日)	23,403,099	(同左)	0.8950	(同左)
第 2 期(2021年 8 月 2 日)	115,354,837	(同左)	1.0723	(同左)
第 3 期(2022年 8 月 2 日)	588,758,159	(同左)	1.1044	(同左)
第 4 期(2023年 8 月 2 日)	859,737,284	(同左)	1.2238	(同左)
第 5 期(2024年 8 月 2 日)	1,456,164,413	(同左)	1.3520	(同左)
2024年 1 月末現在	1,062,865,380	-	1.2996	-
2024年 2 月末現在	1,139,479,568	-	1.3479	-
2024年 3 月末現在	1,216,099,899	-	1.3813	-
2024年 4 月末現在	1,250,811,240	-	1.3679	-
2024年 5 月末現在	1,363,557,855	-	1.3742	-

2024年 6 月末現在	1,455,579,752	-	1.4172	-
2024年 7 月末現在	1,477,360,212	-	1.3852	-
2024年 8 月末現在	1,507,335,564	-	1.3770	-
2024年 9 月末現在	1,521,189,101	-	1.3816	-
2024年10月末現在	1,615,407,946	-	1.4298	-
2024年11月末現在	1,672,132,377	-	1.4111	-
2024年12月末現在	1,770,769,178	-	1.4471	-
2025年 1 月末現在	1,877,490,908	-	1.4354	-

分配の推移

	1 口当たりの分配金(円)
第 1 期	-
第 2 期	-
第 3 期	-
第 4 期	-
第 5 期	-
2024年 8 月 3 日～2025年 2 月 2 日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第 1 期	10.5
第 2 期	19.8
第 3 期	3.0
第 4 期	10.8
第 5 期	10.5
2024年 8 月 3 日～2025年 2 月 2 日	6.2

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第 1 期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1 万口当たり）として計算しています。

2【設定及び解約の実績】

「ブラックロックLifePathファンド2025」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 1 期	3,257,845,349	380,628,257	2,877,217,092
第 2 期	211,258,561	574,821,117	2,513,654,536
第 3 期	623,383,129	345,829,265	2,791,208,400
第 4 期	437,298,003	529,139,547	2,699,366,856
第 5 期	369,051,157	546,046,948	2,522,371,065
2024年 8 月 3 日～ 2025年 2 月 2 日	135,844,955	189,020,938	2,469,195,082

「ブラックロックLifePathファンド2030」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	14,675,524	1,109,376	13,566,148
第2期	14,898,562	14,936,272	13,528,438
第3期	3,857,981,178	345,007,760	3,526,501,856
第4期	677,822,411	558,736,169	3,645,588,098
第5期	2,503,573,218	538,642,818	5,610,518,498
第6期	1,280,351,229	716,388,852	6,174,480,875
第7期	1,798,173,216	860,591,626	7,112,062,465
2024年8月3日～ 2025年2月2日	1,064,022,562	562,957,192	7,613,127,835

「ブラックロックLifePathファンド2035」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,365,501	268,405	2,097,096
第2期	15,364,888	1,257,714	16,204,270
第3期	3,929,902,522	260,492,170	3,685,614,622
第4期	481,921,526	374,413,205	3,793,122,943
第5期	1,968,928,050	308,592,656	5,453,458,337
第6期	1,090,525,547	477,459,004	6,066,524,880
第7期	1,402,736,923	653,658,607	6,815,603,196
2024年8月3日～ 2025年2月2日	905,580,549	393,567,850	7,327,615,895

「ブラックロックLifePathファンド2040」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,683,579	-	1,683,579
第2期	35,375,919	4,838,338	32,221,160
第3期	2,062,516,308	116,862,219	1,977,875,249
第4期	380,533,761	202,073,553	2,156,335,457
第5期	1,267,764,772	183,700,937	3,240,399,292
第6期	863,624,948	286,663,921	3,817,360,319
第7期	1,157,617,076	409,333,509	4,565,643,886
2024年8月3日～ 2025年2月2日	704,917,754	223,741,531	5,046,820,109

「ブラックロックLifePathファンド2045」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,803,345	265,153	2,538,192
第2期	15,851,395	1,180,650	17,208,937
第3期	1,104,736,239	46,662,052	1,075,283,124
第4期	265,027,873	118,813,366	1,221,497,631
第5期	795,950,998	129,352,300	1,888,096,329
第6期	612,669,645	186,946,743	2,313,819,231
第7期	859,157,940	285,682,076	2,887,295,095
2024年8月3日～ 2025年2月2日	489,419,049	154,483,910	3,222,230,234

「ブラックロックLifePathファンド2050」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,967,202	-	2,967,202
第2期	6,766,275	2,061,213	7,672,264
第3期	345,482,022	45,830,136	307,324,150
第4期	175,436,661	71,477,600	411,283,211
第5期	621,338,502	78,415,138	954,206,575
第6期	477,401,347	186,734,171	1,244,873,751
第7期	728,478,129	169,702,236	1,803,649,644
2024年8月3日～ 2025年2月2日	518,592,849	117,927,711	2,204,314,782

「ブラックロックLifePathファンド2055」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,000,000	-	1,000,000
第2期	6,859,967	5,255,174	2,604,793
第3期	27,932,985	7,734,893	22,802,885
第4期	381,193,865	44,636,140	359,360,610
第5期	302,361,226	139,905,731	521,816,105
第6期	733,715,877	166,033,035	1,089,498,947
第7期	604,440,787	286,755,146	1,407,184,588
第8期	807,775,239	322,593,575	1,892,366,252
2024年8月3日～ 2025年2月2日	428,975,014	170,899,694	2,150,441,572

「ブラックロックLifePathファンド2060」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	8,798,364	1,523,918	7,274,446
第2期	45,104,407	24,236,070	28,142,783
第3期	214,861,957	55,936,248	187,068,492
第4期	242,058,495	83,672,573	345,454,414
第5期	503,053,750	149,785,585	698,722,579
2024年8月3日～ 2025年2月2日	327,340,902	91,108,554	934,954,927

「ブラックロックLifePathファンド2065」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	44,298,027	18,148,916	26,149,111
第2期	142,883,156	61,457,483	107,574,784
第3期	575,790,265	150,249,778	533,115,271
第4期	360,331,271	190,939,912	702,506,630
第5期	652,350,597	277,813,130	1,077,044,097
2024年8月3日～ 2025年2月2日	438,844,029	202,477,252	1,313,410,874

（参考情報）

「国内債券インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		59,288,509,130	87.58
	内 日本	59,288,509,130	87.58
地方債証券		2,738,141,962	4.04
	内 日本	2,738,141,962	4.04
特殊債券		1,958,337,856	2.89
	内 日本	1,958,337,856	2.89
社債券		3,500,968,740	5.17
	内 日本	3,500,968,740	5.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		207,788,441	0.31
純資産総額		67,693,746,129	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		39,408,858,430	98.80
	内 アメリカ	18,751,120,028	47.01
	内 中国	4,523,341,536	11.34
	内 フランス	2,814,378,732	7.06
	内 イタリア	2,630,518,173	6.59
	内 ドイツ	2,234,665,797	5.60
	内 イギリス	2,004,779,231	5.03
	内 スペイン	1,727,656,235	4.33
	内 カナダ	782,759,603	1.96
	内 ベルギー	598,968,747	1.50
	内 オランダ	488,212,838	1.22
	内 オーストラリア	479,118,024	1.20
	内 オーストリア	425,956,133	1.07
	内 メキシコ	302,067,188	0.76
	内 ポルトガル	229,891,756	0.58
	内 ポーランド	220,123,880	0.55
	内 マレーシア	203,868,570	0.51
	内 フィンランド	194,123,637	0.49
	内 アイルランド	184,626,692	0.46
	内 シンガポール	151,787,333	0.38
	内 イスラエル	139,208,561	0.35
	内 ニュージーランド	108,645,156	0.27
	内 デンマーク	87,047,695	0.22
	内 スウェーデン	65,473,434	0.16
	内 ノルウェー	60,519,451	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		478,544,137	1.20
純資産総額		39,887,402,567	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内株式インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		19,919,623,200	86.69
	内 日本	19,919,623,200	86.69
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,058,414,557	13.31
純資産総額		22,978,037,757	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		42,953,177,955	99.84
	内 アメリカ	34,464,609,314	80.11
	内 アイルランド	6,784,900,214	15.77
	内 カナダ	1,703,668,427	3.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		70,092,592	0.16
純資産総額		43,023,270,547	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて
行っております。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		3,750,962,721	99.85
	内 アメリカ	3,750,962,721	99.85
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,672,487	0.15
純資産総額		3,756,635,208	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		2,057,489,900	97.70
	内 日本	2,057,489,900	97.70
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		48,366,972	2.30
純資産総額		2,105,856,872	100.00

（注） 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて
行っております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		14,230,088	0.28
	内 アメリカ	10,025,428	0.20
	内 オランダ	3,396,376	0.07
	内 カナダ	808,284	0.02
投資証券		4,872,628,828	97.17
	内 アメリカ	3,896,629,160	77.70
	内 オーストラリア	351,341,209	7.01
	内 イギリス	197,250,905	3.93
	内 シンガポール	148,230,905	2.96
	内 フランス	87,242,596	1.74
	内 カナダ	58,210,923	1.16
	内 ベルギー	42,538,572	0.85
	内 香港	38,427,213	0.77
	内 スペイン	21,581,246	0.43
	内 韓国	7,719,159	0.15
	内 イスラエル	7,126,566	0.14
	内 ガーンジー	5,762,321	0.11
	内 ニューゼーランド	3,975,449	0.08
	内 オランダ	2,998,868	0.06
	内 アイルランド	1,625,646	0.03
	内 ドイツ	1,517,905	0.03
	内 イタリア	450,185	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		127,882,759	2.55
純資産総額		5,014,741,675	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

- （３） 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

【中間財務諸表】

【ブラックロックLifePathファンド2025】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2024年 8 月 2 日現在）	当中間計算期間末 （2025年 2 月 2 日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,835,527	22,144,361
親投資信託受益証券	2,772,599,755	2,768,336,346
流動資産合計	2,805,435,282	2,790,480,707
資産合計	2,805,435,282	2,790,480,707
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,886,921	15,003,544
未払受託者報酬	394,401	389,517
未払委託者報酬	4,733,254	4,674,717
その他未払費用	485,773	490,912
流動負債合計	8,500,349	20,558,690
負債合計	8,500,349	20,558,690
純資産の部		
元本等		
元本	2,522,371,065	2,469,195,082
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	274,563,868	300,726,935
（分配準備積立金）	160,538,268	148,856,456
元本等合計	2,796,934,933	2,769,922,017
純資産合計	2,796,934,933	2,769,922,017
負債純資産合計	2,805,435,282	2,790,480,707

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日）	当中間計算期間 （自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	63,896,237	38,295,525
営業収益合計	63,896,237	38,295,525
営業費用		
受託者報酬	405,754	389,517
委託者報酬	4,869,560	4,674,717
その他費用	494,922	490,912
営業費用合計	5,770,236	5,555,146
営業利益又は営業損失（ ）	58,126,001	32,740,379
経常利益又は経常損失（ ）	58,126,001	32,740,379
中間純利益又は中間純損失（ ）	58,126,001	32,740,379
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	72,503	2,614,027
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	230,471,407	274,563,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,912,618	16,678,905
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,912,618	16,678,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,799,905	20,642,190
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,799,905	20,642,190
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	288,782,624	300,726,935

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	2,522,371,065口	2,469,195,082口
2 1口当たり純資産額	1.1089円	1.1218円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	2,699,366,856円	2,522,371,065円
期中追加設定元本額	369,051,157円	135,844,955円
期中一部解約元本額	546,046,948円	189,020,938円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2030】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	93,385,818	108,357,148
親投資信託受益証券	8,407,900,749	9,170,731,318
流動資産合計	8,501,286,567	9,279,088,466
資産合計	8,501,286,567	9,279,088,466
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,360,438	27,386,100
未払受託者報酬	1,100,330	1,224,994
未払委託者報酬	13,204,463	14,700,345
その他未払費用	585,983	598,000
流動負債合計	20,251,214	43,909,439
負債合計	20,251,214	43,909,439
純資産の部		
元本等		
元本	7,112,062,465	7,613,127,835
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	1,368,972,888	1,622,051,192
（分配準備積立金）	544,279,934	503,752,106
元本等合計	8,481,035,353	9,235,179,027
純資産合計	8,481,035,353	9,235,179,027
負債純資産合計	8,501,286,567	9,279,088,466

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日）	当中間計算期間 （自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	195,474,915	161,563,066
営業収益合計	195,474,915	161,563,066
営業費用		
受託者報酬	1,011,356	1,224,994
委託者報酬	12,136,811	14,700,345
その他費用	615,417	598,000
営業費用合計	13,763,584	16,523,339
営業利益又は営業損失（ ）	181,711,331	145,039,727
経常利益又は経常損失（ ）	181,711,331	145,039,727
中間純利益又は中間純損失（ ）	181,711,331	145,039,727
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	857,919	8,291,810
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	957,919,929	1,368,972,888
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,532,631	225,184,730
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,532,631	225,184,730
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,168,073	108,854,343
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,168,073	108,854,343
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,176,137,899	1,622,051,192

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月 2 日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	7,112,062,465口	7,613,127,835口
2 1口当たり純資産額	1.1925円	1.2131円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	6,174,480,875円	7,112,062,465円
期中追加設定元本額	1,798,173,216円	1,064,022,562円
期中一部解約元本額	860,591,626円	562,957,192円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	67,335,885	117,347,943
親投資信託受益証券	8,704,124,359	9,526,353,017
流動資産合計	8,771,460,244	9,643,700,960
資産合計	8,771,460,244	9,643,700,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,896,388	23,102,882
未払受託者報酬	1,154,590	1,272,395
未払委託者報酬	14,317,474	15,778,360
その他未払費用	592,363	602,784
流動負債合計	41,960,815	40,756,421
負債合計	41,960,815	40,756,421
純資産の部		
元本等		
元本	6,815,603,196	7,327,615,895
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,913,896,233	2,275,328,644
(分配準備積立金)	807,586,770	763,679,163
元本等合計	8,729,499,429	9,602,944,539
純資産合計	8,729,499,429	9,602,944,539
負債純資産合計	8,771,460,244	9,643,700,960

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	246,924,376	222,673,515
営業収益合計	246,924,376	222,673,515
営業費用		
受託者報酬	1,051,743	1,272,395
委託者報酬	13,042,180	15,778,360
その他費用	627,372	602,784
営業費用合計	14,721,295	17,653,539
営業利益又は営業損失（ ）	232,203,081	205,019,976
経常利益又は経常損失（ ）	232,203,081	205,019,976
中間純利益又は中間純損失（ ）	232,203,081	205,019,976
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	530,487	9,116,023
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,376,225,567	1,913,896,233
剰余金増加額又は欠損金減少額	121,152,908	276,456,186
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	121,152,908	276,456,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,640,005	110,927,728
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65,640,005	110,927,728
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,663,411,064	2,275,328,644

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	6,815,603,196口	7,327,615,895口
2 1口当たり純資産額	1.2808円	1.3105円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	6,066,524,880円	6,815,603,196円
期中追加設定元本額	1,402,736,923円	905,580,549円
期中一部解約元本額	653,658,607円	393,567,850円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,466,956	80,912,385
親投資信託受益証券	5,999,872,821	6,797,233,395
流動資産合計	6,031,339,777	6,878,145,780
資産合計	6,031,339,777	6,878,145,780
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,040,685	7,452,276
未払受託者報酬	780,124	894,189
未払委託者報酬	9,674,033	11,088,408
その他未払費用	533,843	551,080
流動負債合計	13,028,685	19,985,953
負債合計	13,028,685	19,985,953
純資産の部		
元本等		
元本	4,565,643,886	5,046,820,109
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,452,667,206	1,811,339,718
(分配準備積立金)	666,899,486	636,330,222
元本等合計	6,018,311,092	6,858,159,827
純資産合計	6,018,311,092	6,858,159,827
負債純資産合計	6,031,339,777	6,878,145,780

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	200,777,222	203,415,516
営業収益合計	200,777,222	203,415,516
営業費用		
受託者報酬	685,810	894,189
委託者報酬	8,504,523	11,088,408
その他費用	549,146	551,080
営業費用合計	9,739,479	12,533,677
営業利益又は営業損失（ ）	191,037,743	190,881,839
経常利益又は経常損失（ ）	191,037,743	190,881,839
中間純利益又は中間純損失（ ）	191,037,743	190,881,839
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	290,833	5,492,764
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	936,013,122	1,452,667,206
剰余金増加額又は欠損金減少額	117,157,530	244,740,351
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	117,157,530	244,740,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,123,431	71,456,914
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,123,431	71,456,914
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,195,794,131	1,811,339,718

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	4,565,643,886口	5,046,820,109口
2 1口当たり純資産額	1.3182円	1.3589円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	3,817,360,319円	4,565,643,886円
期中追加設定元本額	1,157,617,076円	704,917,754円
期中一部解約元本額	409,333,509円	223,741,531円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	29,378,324	33,926,704
親投資信託受益証券	4,153,795,533	4,820,251,378
流動資産合計	4,183,173,857	4,854,178,082
資産合計	4,183,173,857	4,854,178,082
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,878,410	10,546,855
未払受託者報酬	531,571	624,186
未払委託者報酬	6,492,241	7,531,066
その他未払費用	495,343	516,672
流動負債合計	17,397,565	19,218,779
負債合計	17,397,565	19,218,779
純資産の部		
元本等		
元本	2,887,295,095	3,222,230,234
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	1,278,481,197	1,612,729,069
(分配準備積立金)	528,867,315	502,636,263
元本等合計	4,165,776,292	4,834,959,303
純資産合計	4,165,776,292	4,834,959,303
負債純資産合計	4,183,173,857	4,854,178,082

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日）	当中間計算期間 （自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	160,862,701	180,289,138
営業収益合計	160,862,701	180,289,138
営業費用		
受託者報酬	451,680	624,186
委託者報酬	5,570,572	7,531,066
その他費用	501,686	516,672
営業費用合計	6,523,938	8,671,924
営業利益又は営業損失（ ）	154,338,763	171,617,214
経常利益又は経常損失（ ）	154,338,763	171,617,214
中間純利益又は中間純損失（ ）	154,338,763	171,617,214
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,190,609	5,281,426
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	791,638,747	1,278,481,197
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,796,745	236,622,759
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,796,745	236,622,759
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,910,992	68,710,675
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,910,992	68,710,675
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,014,672,654	1,612,729,069

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	2,887,295,095口	3,222,230,234口
2 1口当たり純資産額	1.4428円	1.5005円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	2,313,819,231円	2,887,295,095円
期中追加設定元本額	859,157,940円	489,419,049円
期中一部解約元本額	285,682,076円	154,483,910円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2050】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2024年8月2日現在）	当中間計算期間末 （2025年2月2日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,822,286	27,730,925
親投資信託受益証券	2,611,726,778	3,370,301,895
流動資産合計	2,646,549,064	3,398,032,820
資産合計	2,646,549,064	3,398,032,820
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,447,184	11,873,700
未払受託者報酬	326,793	408,995
未払委託者報酬	3,992,501	4,933,896
その他未払費用	463,443	487,600
流動負債合計	13,229,921	17,704,191
負債合計	13,229,921	17,704,191
純資産の部		
元本等		
元本	1,803,649,644	2,204,314,782
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	829,669,499	1,176,013,847
（分配準備積立金）	314,902,166	296,602,228
元本等合計	2,633,319,143	3,380,328,629
純資産合計	2,633,319,143	3,380,328,629
負債純資産合計	2,646,549,064	3,398,032,820

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日）	当中間計算期間 （自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	110,079,113	143,762,687
営業収益合計	110,079,113	143,762,687
営業費用		
受託者報酬	255,394	408,995
委託者報酬	3,083,868	4,933,896
その他費用	462,483	487,600
営業費用合計	3,801,745	5,830,491
営業利益又は営業損失（ ）	106,277,368	137,932,196
経常利益又は経常損失（ ）	106,277,368	137,932,196
中間純利益又は中間純損失（ ）	106,277,368	137,932,196
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,059,041	5,235,853
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	420,646,024	829,669,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,610,284	268,447,656
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,610,284	268,447,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,978,580	54,799,651
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,978,580	54,799,651
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	605,496,055	1,176,013,847

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,803,649,644口	2,204,314,782口
2 1口当たり純資産額	1.4600円	1.5335円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	1,244,873,751円	1,803,649,644円
期中追加設定元本額	728,478,129円	518,592,849円
期中一部解約元本額	169,702,236円	117,927,711円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2055】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,226,141	32,546,446
親投資信託受益証券	3,045,698,431	3,663,396,076
流動資産合計	3,076,924,572	3,695,942,522
資産合計	3,076,924,572	3,695,942,522
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,595,541	5,861,783
未払受託者報酬	391,491	465,876
未払委託者報酬	4,541,731	5,461,997
その他未払費用	473,233	495,696
流動負債合計	11,001,996	12,285,352
負債合計	11,001,996	12,285,352
純資産の部		
元本等		
元本	1,892,366,252	2,150,441,572
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	1,173,556,324	1,533,215,598
（分配準備積立金）	401,976,370	369,060,247
元本等合計	3,065,922,576	3,683,657,170
純資産合計	3,065,922,576	3,683,657,170
負債純資産合計	3,076,924,572	3,695,942,522

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	148,982,726	186,953,775
営業収益合計	148,982,726	186,953,775
営業費用		
受託者報酬	311,677	465,876
委託者報酬	3,698,979	5,461,997
その他費用	473,324	495,696
営業費用合計	4,483,980	6,423,569
営業利益又は営業損失（ ）	144,498,746	180,530,206
経常利益又は経常損失（ ）	144,498,746	180,530,206
中間純利益又は中間純損失（ ）	144,498,746	180,530,206
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,719,325	7,953,741
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	657,733,521	1,173,556,324
剰余金増加額又は欠損金減少額	186,471,951	293,812,300
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	186,471,951	293,812,300
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,960,872	106,729,491
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,960,872	106,729,491
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	917,024,021	1,533,215,598

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,892,366,252口	2,150,441,572口
2 1口当たり純資産額	1.6202円	1.7130円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 （2024年8月2日現在）	当中間計算期間末 （2025年2月2日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 （2024年8月2日現在）	当中間計算期間末 （2025年2月2日現在）
期首元本額	1,407,184,588円	1,892,366,252円
期中追加設定元本額	807,775,239円	428,975,014円
期中一部解約元本額	322,593,575円	170,899,694円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2060】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 （2024年 8 月 2 日現在）	当中間計算期間末 （2025年 2 月 2 日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,429,301	23,275,689
親投資信託受益証券	941,166,222	1,326,193,531
流動資産合計	953,595,523	1,349,469,220
資産合計	953,595,523	1,349,469,220
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,127,060	3,862,896
未払受託者報酬	111,941	153,134
未払委託者報酬	1,299,066	1,785,967
その他未払費用	447,912	455,216
流動負債合計	5,985,979	6,257,213
負債合計	5,985,979	6,257,213
純資産の部		
元本等		
元本	698,722,579	934,954,927
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	248,886,965	408,257,080
（分配準備積立金）	74,800,751	66,488,949
元本等合計	947,609,544	1,343,212,007
純資産合計	947,609,544	1,343,212,007
負債純資産合計	953,595,523	1,349,469,220

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	37,612,915	62,550,214
営業収益合計	37,612,915	62,550,214
営業費用		
受託者報酬	73,044	153,134
委託者報酬	867,499	1,785,967
その他費用	295,756	455,216
営業費用合計	1,236,299	2,394,317
営業利益又は営業損失（ ）	36,376,616	60,155,897
経常利益又は経常損失（ ）	36,376,616	60,155,897
中間純利益又は中間純損失（ ）	36,376,616	60,155,897
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,208,055	3,509,915
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	79,123,783	248,886,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,036,335	135,721,387
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,036,335	135,721,387
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,947,269	32,997,254
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,947,269	32,997,254
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	157,381,410	408,257,080

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	698,722,579口	934,954,927口
2 1口当たり純資産額	1.3562円	1.4367円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	345,454,414円	698,722,579円
期中追加設定元本額	503,053,750円	327,340,902円
期中一部解約元本額	149,785,585円	91,108,554円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,976,324	43,135,983
親投資信託受益証券	1,433,126,756	1,864,167,703
流動資産合計	1,469,103,080	1,907,303,686
資産合計	1,469,103,080	1,907,303,686
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,280,289	18,822,696
未払受託者報酬	175,871	225,140
未払委託者報酬	2,040,514	2,612,043
その他未払費用	441,993	464,784
流動負債合計	12,938,667	22,124,663
負債合計	12,938,667	22,124,663
純資産の部		
元本等		
元本	1,077,044,097	1,313,410,874
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	379,120,316	571,768,149
(分配準備積立金)	131,785,846	110,210,984
元本等合計	1,456,164,413	1,885,179,023
純資産合計	1,456,164,413	1,885,179,023
負債純資産合計	1,469,103,080	1,907,303,686

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 （自 2023年 8 月 3 日 至 2024年 2 月 2 日）	当中間計算期間 （自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日）
営業収益		
有価証券売買等損益	61,996,577	93,201,024
営業収益合計	61,996,577	93,201,024
営業費用		
受託者報酬	129,960	225,140
委託者報酬	1,516,820	2,612,043
その他費用	438,354	464,784
営業費用合計	2,085,134	3,301,967
営業利益又は営業損失（ ）	59,911,443	89,899,057
経常利益又は経常損失（ ）	59,911,443	89,899,057
中間純利益又は中間純損失（ ）	59,911,443	89,899,057
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,366,587	5,612,795
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	157,230,654	379,120,316
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,919,384	180,691,834
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,919,384	180,691,834
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,575,723	72,330,263
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,575,723	72,330,263
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	243,119,171	571,768,149

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,077,044,097口	1,313,410,874口
2 1口当たり純資産額	1.3520円	1.4353円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2024年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年2月2日現在)
期首元本額	702,506,630円	1,077,044,097円
期中追加設定元本額	652,350,597円	438,844,029円
期中一部解約元本額	277,813,130円	202,477,252円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年2月2日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	74,231,815
国債証券	59,288,509,130
地方債証券	2,738,141,962
特殊債券	1,958,337,856
社債券	3,500,968,740
未収入金	179,290,300
未収利息	146,863,742
前払費用	41,354,678
流動資産合計	67,927,698,223
資産合計	67,927,698,223
負債の部	
流動負債	
未払金	229,876,700
未払解約金	266,742
流動負債合計	230,143,442
負債合計	230,143,442
純資産の部	
元本等	
元本	66,351,445,877
剰余金	
剰余金又は欠損金（　）	1,346,108,904
元本等合計	67,697,554,781
純資産合計	67,697,554,781
負債純資産合計	67,927,698,223

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年2月2日現在）
1 当該計算日における受益権総数	66,351,445,877口
2 1口当たり純資産額	1.0203円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	41,987,918,233円
同中間計算期間中の追加設定元本額	24,934,413,631円
同中間計算期間中の一部解約元本額	570,885,987円
同中間計算期間末日の元本額	66,351,445,877円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	521,745,175円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,238,882,184円
国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	8,803,050円
ブラックロック世界分散投資ファンド	3,277,232,668円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	5,404,580,416円
ブラックロックLifePathファンド2055	967,543,844円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,037,278,207円
ブラックロックLifePathファンド2035	5,479,286,783円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	1,408,135,667円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	1,231,765,365円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	1,619,732,415円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	10,508,029,833円
ブラックロックLifePathファンド2030	5,787,373,265円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,435,625,240円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,127,251,779円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	12,992,932,895円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,870,925,673円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,654,484,633円
ブラックロックLifePathファンド2060	321,392,983円
ブラックロックLifePathファンド2065	458,200,565円
ブラックロックLifePathファンド2070	243,237円
合計	66,351,445,877円

- 2 有価証券関係
該当事項はありません。
- 3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	41,862,902
金銭信託	59,872,480
国債証券	39,408,858,722
派生商品評価勘定	11,781
未収入金	360,712,888
未収利息	405,441,233
前払費用	44,341,753
流動資産合計	40,321,101,759
資産合計	40,321,101,759
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	255,652
未払金	419,072,890
未払解約金	7,687,208
流動負債合計	427,015,750
負債合計	427,015,750
純資産の部	
元本等	
元本	24,911,932,097
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	14,982,153,912
元本等合計	39,894,086,009
純資産合計	39,894,086,009
負債純資産合計	40,321,101,759

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 8 月 3 日から翌年 8 月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年2月2日現在）
1 当該計算日における受益権総数	24,911,932,097口
2 1口当たり純資産額	1.6014円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３ デリバティブ取引関係」に記載してありま
す。
 - （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっ
ております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場
合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は
計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従
い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	41,675,381,162円
同中間計算期間中の追加設定元本額	3,621,608,730円
同中間計算期間中の一部解約元本額	20,385,057,795円
同中間計算期間末日の元本額	24,911,932,097円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
J D F インデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	1,610,254,865円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	537,218,635円
外国債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	91,935,370円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,938,333,836円
ブラックロックLi fePathファンド2055	338,060,134円
ブラックロックLi fePathファンド2045	399,494,295円
ブラックロックLi fePathファンド2035	697,597,516円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	4,641,276,696円
ブラックロックLi fePathファンド2030	643,336,401円
ブラックロックLi fePathファンド2040	528,039,323円
ブラックロックLi fePathファンド2050	297,042,565円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	9,485,531,955円
ブラックロックLi fePathファンド2025	187,734,775円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,216,756,197円
ブラックロックLi fePathファンド2060	124,085,151円
ブラックロックLi fePathファンド2065	175,140,863円
ブラックロックLi fePathファンド2070	93,520円
合計	24,911,932,097円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2025年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	12,345,200	-	12,348,344	3,144
	イギリスポンド	21,834,762	-	21,841,419	6,657
	オーストラリアドル	2,107,600	-	2,108,134	534
	ユーロ	28,207,168	-	28,214,313	7,145
	買建				
	アメリカドル	25,924,920	-	25,931,522	6,602
	イスラエルシェケル	3,184,960	-	3,184,553	407
	カナダドル	19,902,036	-	19,907,215	5,179
	ポーランドズロチ	3,012,033	-	3,011,282	751
	メキシコペソ	10,881,783	-	10,868,369	13,414
	中国元	27,907,100	-	27,683,500	223,600
	合計	155,307,562	-	155,098,651	243,871

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	2,910,720,195
投資信託受益証券	19,919,623,200
派生商品評価勘定	7,971,729
前払金	18,486,999
差入委託証拠金	167,456,624
流動資産合計	23,024,258,747
資産合計	23,024,258,747
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	10,605,043
未払解約金	35,615,947
流動負債合計	46,220,990
負債合計	46,220,990
純資産の部	
元本等	
元本	6,662,922,728
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	16,315,115,029
元本等合計	22,978,037,757
純資産合計	22,978,037,757
負債純資産合計	23,024,258,747

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 5 月 3 日から翌年 5 月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年2月2日現在）
１ 当該計算日における受益権総数	6,662,922,728口
２ １口当たり純資産額	3.4486円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３ デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	5,894,291,212円
同中間計算期間中の追加設定元本額	2,991,239,332円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,222,607,816円
同中間計算期間末日の元本額	6,662,922,728円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,828,611,695円
ブラックロック世界分散投資ファンド	473,594,803円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	608,462,741円
ブラックロックLifePathファンド2055	279,455,029円
ブラックロックLifePathファンド2045	276,955,575円
ブラックロックLifePathファンド2035	374,470,357円
ブラックロックLifePathファンド2030	297,519,468円
ブラックロックLifePathファンド2040	320,116,192円
ブラックロックLifePathファンド2050	228,879,298円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	1,461,893,415円
ブラックロックLifePathファンド2025	75,967,135円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	186,158,492円
ブラックロックLifePathファンド2060	104,603,589円
ブラックロックLifePathファンド2065	146,156,284円
ブラックロックLifePathファンド2070	78,655円
合計	6,662,922,728円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

３ デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2025年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,002,580,999	-	2,999,991,000	2,589,999
合計		3,002,580,999	-	2,999,991,000	2,589,999

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	18,036,253
金銭信託	56,705,602
投資信託受益証券	42,953,177,958
流動資産合計	43,027,919,813
資産合計	43,027,919,813
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,649,266
流動負債合計	4,649,266
負債合計	4,649,266
純資産の部	
元本等	
元本	8,515,848,200
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	34,507,422,347
元本等合計	43,023,270,547
純資産合計	43,023,270,547
負債純資産合計	43,027,919,813

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 5 月 3 日から翌年 5 月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
1 当該計算日における受益権総数	8,515,848,200口
2 1口当たり純資産額	5.0521円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	8,503,857,808円
同中間計算期間中の追加設定元本額	4,103,988,378円
同中間計算期間中の一部解約元本額	4,091,997,986円
同中間計算期間末日の元本額	8,515,848,200円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
J D F インデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	33,105,196円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	1,009,968,064円
ブラックロック世界分散投資ファンド	128,521,340円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,238,718,860円
ブラックロックLi fePathファンド2055	163,006,450円
ブラックロックLi fePathファンド2045	160,810,162円
ブラックロックLi fePathファンド2035	216,737,395円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,523,329,506円
ブラックロックLi fePathファンド2030	172,235,864円
ブラックロックLi fePathファンド2040	189,368,789円
ブラックロックLi fePathファンド2050	133,275,104円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	2,977,992,877円
ブラックロックLi fePathファンド2025	43,428,871円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	379,220,809円
ブラックロックLi fePathファンド2060	61,021,615円
ブラックロックLi fePathファンド2065	85,061,279円
ブラックロックLi fePathファンド2070	46,019円
合計	8,515,848,200円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

- 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	16,797,984
金銭信託	4,839,397
投資信託受益証券	3,750,962,722
流動資産合計	3,772,600,103
資産合計	3,772,600,103
負債の部	
流動負債	
未払金	15,964,895
流動負債合計	15,964,895
負債合計	15,964,895
純資産の部	
元本等	
元本	1,560,931,458
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	2,195,703,750
元本等合計	3,756,635,208
純資産合計	3,756,635,208
負債純資産合計	3,772,600,103

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年 5 月 3 日から翌年 5 月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,560,931,458口
2 1口当たり純資産額	2.4067円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	1,561,850,109円
同中間計算期間中の追加設定元本額	294,770,031円
同中間計算期間中の一部解約元本額	295,688,682円
同中間計算期間末日の元本額	1,560,931,458円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	632,783,720円
ブラックロック世界分散投資ファンド	542,022,075円
ブラックロックLifePathファンド2055	50,103,922円
ブラックロックLifePathファンド2045	50,543,180円
ブラックロックLifePathファンド2035	68,096,775円
ブラックロックLifePathファンド2030	57,707,448円
ブラックロックLifePathファンド2040	59,361,438円
ブラックロックLifePathファンド2050	41,286,756円
ブラックロックLifePathファンド2025	14,831,571円
ブラックロックLifePathファンド2060	18,575,468円
ブラックロックLifePathファンド2065	25,605,846円
ブラックロックLifePathファンド2070	13,259円
合計	1,560,931,458円

- 2 有価証券関係

該当事項はありません。

- 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	39,190,989
投資証券	2,057,489,900
派生商品評価勘定	1,117,438
未収配当金	25,539,387
差入委託証拠金	2,617,054
流動資産合計	2,125,954,768
資産合計	2,125,954,768
負債の部	
流動負債	
前受金	1,183,938
未払解約金	18,913,958
流動負債合計	20,097,896
負債合計	20,097,896
純資産の部	
元本等	
元本	1,193,925,912
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	911,930,960
元本等合計	2,105,856,872
純資産合計	2,105,856,872
負債純資産合計	2,125,954,768

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月 3 日から翌年11月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年2月2日現在）
１ 当該計算日における受益権総数	1,193,925,912口
２ １口当たり純資産額	1.7638円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３ デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	1,547,409,338円
同中間計算期間中の追加設定元本額	234,488,311円
同中間計算期間中の一部解約元本額	587,971,737円
同中間計算期間末日の元本額	1,193,925,912円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	599,811,574円
国内リートインデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	20,463,167円
ブラックロック世界分散投資ファンド	459,045,869円
ブラックロックLifePathファンド2055	8,329,499円
ブラックロックLifePathファンド2045	11,200,064円
ブラックロックLifePathファンド2035	27,011,760円
ブラックロックLifePathファンド2030	27,332,605円
ブラックロックLifePathファンド2040	17,675,700円
ブラックロックLifePathファンド2050	8,201,329円
ブラックロックLifePathファンド2025	7,203,900円
ブラックロックLifePathファンド2060	3,104,774円
ブラックロックLifePathファンド2065	4,543,690円
ブラックロックLifePathファンド2070	1,981円
合計	1,193,925,912円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	(2025年 2 月 2 日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	41,166,062	-	42,300,000	1,133,938
合計		41,166,062	-	42,300,000	1,133,938

(注 1) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

1 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注 2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	106,103,927
金銭信託	8,658,926
株式	14,230,089
投資証券	4,872,628,971
派生商品評価勘定	2,384,839
未収入金	108,928
未収配当金	4,480,505
差入委託証拠金	6,520,680
流動資産合計	5,015,116,865
資産合計	5,015,116,865
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	319,670
未払解約金	55,520
流動負債合計	375,190
負債合計	375,190
純資産の部	
元本等	
元本	1,836,781,109
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	3,177,960,566
元本等合計	5,014,741,675
純資産合計	5,014,741,675
負債純資産合計	5,015,116,865

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月 3 日から翌年11月 2 日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年 2 月 2 日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,836,781,109口
2 1口当たり純資産額	2.7302円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（2025年2月2日現在）

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。
- 2 時価の算定方法
 - （１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - （２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３ デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - （３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年2月2日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	2,085,987,927円
同中間計算期間中の追加設定元本額	137,514,965円
同中間計算期間中の一部解約元本額	386,721,783円
同中間計算期間末日の元本額	1,836,781,109円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	284,594,981円
先進国リートインデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	1,594,960円
ブラックロックLifePathファンド2055	77,836,638円
ブラックロックLifePathファンド2045	70,784,148円
ブラックロックLifePathファンド2035	81,148,613円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,043,905,684円
ブラックロックLifePathファンド2030	56,089,296円
ブラックロックLifePathファンド2040	77,672,126円
ブラックロックLifePathファンド2050	61,615,319円
ブラックロックLifePathファンド2025	10,712,471円
ブラックロックLifePathファンド2060	29,459,622円
ブラックロックLifePathファンド2065	41,345,343円
ブラックロックLifePathファンド2070	21,908円
合計	1,836,781,109円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	(2025年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	アメリカドル	72,310,302	-	73,256,959	946,657
	ユーロ	42,457,715	-	43,576,227	1,118,512
	合計	114,768,017	-	116,833,186	2,065,169

(注1) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

- 1 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	198	13,351,140
単位型株式投資信託	72	495,016
合計	270	13,846,156

（３）【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実に関する事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	500	408
器具備品	1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウェア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		144	85
未払金	2		
未払収益分配金		5	5
未払償還金		70	70
未払手数料		432	530
その他未払金		69	62
未払費用	2	945	1,243
未払消費税等		192	424
未払法人税等		1,472	2,223
為替予約		-	3
前受金		254	162
賞与引当金		1,902	2,330
役員賞与引当金		146	147
早期退職慰労引当金		176	129
流動負債計		5,814	7,420
固定負債			
退職給付引当金		101	103
資産除去債務		963	964
固定負債計		1,064	1,068
負債合計		6,879	8,488
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,632	12,054
利益剰余金合計		12,968	12,391
株主資本合計		22,936	22,359
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		22,936	22,359
負債・純資産合計		29,815	30,847

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

		第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	1	8,621	10,459
その他営業収益	1	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	1	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	1	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

	第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	223
当期純利益	5,656	6,822

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	3	3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						3,300	3,300	3,300			3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						7,400	7,400	7,400			7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	577	577	577	0	0	577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1年以内	522 百万円	737 百万円
1年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	21

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	27

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

（注2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,222	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,178	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,712	-	-	-
(4) 未収収益	1,839	-	-	-
合計	25,953	-	-	-

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	18,849	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,623	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,431	-	-	-
(4) 未収収益	1,933	-	-	-
合計	26,837	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	3,500
	767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	666
未認識数理計算上の差異	401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	3,661
	862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	759
未認識数理計算上の差異	400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	349	380
資産除去債務に対応する除去費用	44	35
その他	117	117
繰延税金負債合計	512	533
繰延税金資産の純額	732	955

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	732	955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬（注）	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）

ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）

ピーアール・ジャーニー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
１株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
１株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

（注） １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2025の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2025の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2035の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2035の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2045の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2045の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2055の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2055の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2060の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2060の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2065の2024年8月3日から2025年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2065の2025年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月3日から2025年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。